

平成27年西尾市監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成27年12月24日

西尾市監査委員 手嶋英夫

西尾市監査委員 石川伸一

第1 請求文

1 措置請求書

西尾市職員措置請求書

平成27年10月29日

西尾市監査委員 手嶋英夫 殿

同 石川伸一 殿

請求の要旨

平成26年度消防団活動回数5回以下で、かつ平成27年度も継続在団する22人のうち、平成27年6、7月に退団した3人及び経過観察が妥当とする1人の計4人を除いた18人を免職することにより、市民に与える損害発生を654千円防止出来るため、その18人を即時免職することを、西尾市長に対して請求する。

請求の理由

平成26年9月18日の「平成25年度西尾市決算特別委員会」において、西尾市消防団員で平成25年度1年間の活動回数5回以下の者が41人、うち無活動団員が22名であることが明らかになった。（別紙—1，2）

その年間活動回数5回以下の団員の平成27年4月1日現在の状況を確認・整理すると、下記（表1）の通りであった。

(表1) 平成25年度消防団活動回数5回以下の者のその後の状況

区 分	人数 (%)	平成25年度退団者を除いた場合
1. 平成25年度中に退団	8人(19%)	—
2. 平成25年度中に免職	18人(44%)	18人(55%)
3. 自己都合・任期満了退団	8人(19%)	8人(24%)
4. 平成27年度も継続して在団	7人(18%)	7人(21%)
計	41人(100%)	33人(100%)

なんと、平成25年度中に退団した者を除いた33人のうち7人(21%)もが平成27年度も継続して在団していることが判明した。

そこで、引き続き、平成26年度消防団活動回数5回以下の者を抽出・整理すると(別紙—3)「平成26年度 消防団活動回数5回以下の団員一覧表」の通り、総勢61人の団員が抽出され、うち39人が免職または自己都合・任期満了で平成26年度中に退団している。

残る22人は平成27年度も在団しており、その継続在団の是非を次で検証するが、それはあくまで歪めようもない極めて客観的な消防団員としての活動回数のみに基づくものであり、「仕事の軽重や取組姿勢の強弱」といった抽象的な要素は全く加味しない。

その理由は、下記の通りである。

(消防団活動回数のみで検証する理由)

かつて、監査委員は、「平成26年度 西監第58号 監査結果について」の中で「勤務実績を評価する場合は、集計表と活動の内容すなわち仕事の軽重や姿勢の強弱などを加味し、総合して判断すべき」としたり、「年に1,2回の人とは・・・というよりも、年に何十回も活動している人は・・・と、値上げの話はないものでしょうか」とか、更には「彼等の勤務実績の基準として出席回数の多寡という形式的な材料だけで捉えるのはいかがなものか」などの記述があったが、請求人はそれに真向から反対である。

そもそも、仮にも「市民の生命と財産を守る」ために入団したのならば、「イザ」という場合に活動出来るように十分な訓練を積み重ねることは当たり前の義務であることは否めようがない筈である。

しかるに、それへの参加回数が極めて少なく、従って「イザ」という火災等の発生時の緊急動員に殆ど応ずることも出来ない者に対して、「仕事の軽重や取組姿勢の強弱」という抽象的な要素をどう加味して評価できるというのか、極めて疑問である。更に付言すれば、請求人は税金の無駄遣いを監査請求するものであり、現在は「コスト対成果」の側面から主眼としている。仮に褒章に無駄があることが判明したらその際は、褒章の評価基準について検討し、監査請求してもよ

いと思う程度である。とにかく、懲罰的な事象と褒章的な事象をゴチャマゼにして評価しようというのは、品質管理の基本に悖るものであり、従って、夫々の性質に応じた基準により評価するのは極めて常識的で当然の態度と言える。

従って、今回は、極めて具体的にして客観的な消防団活動回数のみで以下の検証を進める。

[検証のための事前整理]

①上記22人の入団以降の活動回数と平成25、26年度の緊急出動回数を整理。

②消防団活動回数評価の基準として、平成26年度の全9分団長（団員の模範）の年間活動回数の平均を求めた。（別紙—4）

[考察結果]

年間活動回数10回以下の者は、消防団員としては不要である。

③消防団員の第1義的役割遂行のため緊急動員に対する緊急出動率の平成26年度実績を整理した。（別紙—5）

[考察結果]

2年間も続けて緊急動員に対する出動が1/3未満の者は、消防団員としては、不要である。

④更に、上記①に②③の考察結果を踏まえた評価結果を整理したものが（別紙—6）である。以下に、その詳細を記す。

[団員別の継続在団の是非の評価]

・NO. 1：4年間でこのように少ない活動回数の者をなぜ放置していたのか？しかも、緊急出動が0/12では全く問題にならない。

×：免職相当

・NO. 2. 3：再入団のため訓練の必要性が少なくとしても、この活動回数では分団内の統制を乱す。しかも緊急出動が1/8では消防団員としては当てにならない。

×：免職相当

・NO. 4. 5：なぜ2年間でこのような回数の者を在団させておくのか？しかも、緊急出動が0/12では全く必要ではない。

×：免職相当

・NO. 6：平成27年度上半期の活動回数だけを見れば「経過観察」とも思えようが、緊急出動が0/12では問題にならない。

×：免職相当

・NO. 8, 9, 10, 11：平成26年度のゼロ活動団員が何故在団しているのか？吉良消防団長の見識を疑う。しかも、緊急出動が0/12では、全く必要ではない。

×：免職相当

- ・ 12 : 過去3年間の活動回数は少ないが、平成27年度上半期の実績を見れば「経過観察」と思えなくもない。しかし、緊急出動が0/10では、全く問題にならない。

× : 免職相当

- ・ NO. 14, 15 : 平成26年度、27年度とも活動回数が極めて少なく、しかも、緊急出動が0/7では、全く問題にならない。

× : 免職相当

- ・ NO. 17, 18 : 過去2, 3年間の活動回数は極めて少なく、かつ平成27年度上半期がゼロでは問題にならない。しかも、緊急出動がそれぞれ1/12, 0/12では全く当てにならない団員である。

× : 免職相当

- ・ NO. 19 : 平成26年度こそ途中入団のため活動回数が4回のみだが、平成27年度上半期は12回。ただ、緊急出動が0/3のため、緊急出動があることを条件に経過観察とする。

△ : 経過観察

- ・ NO. 20 : 平成24, 25年度とも極めて活動回数が少なく、平成26年度はゼロ活動。どうしてこのような団員が免職されなかったのか？しかも緊急出動が0/12では全く問題にならない。

× : 免職相当

- ・ NO. 21 : 入団以来の活動回数は少なすぎる。しかも、緊急出動が0/7では全く当てに出来ない団員である。

× : 免職相当

- ・ NO. 22 : 平成25年度こそ活動回数が35回だが、以降の回数は少なすぎる。さらに、緊急出動が0/8では不要である。

× : 免職相当

以上を整理すると、下記の通りになる。

①NO. 19「●●●●」は、今後緊急出動することを条件に「経過観察」とする。

②平成27年度上半期の活動回数が1～2回の団員9人

(別紙—6)のNO. 2, 3, 4, 5, 8, 9, 11, 14, 21)を即時免職とし、平成27年度下半期分の報酬支払54,500円×1/2×9人=245千円の損害発生を防止する。

③入団以来の活動回数が極めて少なく、平成27年度上半期もゼロ活動の団員6人(NO. 1, 10, 17, 18, 20, 22)を即時免職とし、平成27年度の報酬支払54,500円×6人=327千円の損害発生を防止する。

④入団以来1～3年間及び平成27年度も活動回数が少なく、かつ緊急出動が0/12, 0/1

0, 0 / 7 と全く当てにならない3人 (NO. 6, 12, 15) を即時免職し、平成27年度報酬
支払54,500円 × 1 / 2 × 3人 = 82千円の損害発生を防止する。

以上のことから、西尾市長に対して、請求の要旨の通り、以下の措置を講ずることを請求する。

平成26年度消防団活動回数5回以下で、かつ平成27年度も継続して在団する22人のうちの18人に関して発生しうる654千円の損害を未然に防止するため、上記18人の消防団員を即時免職すること。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

請求者

住所 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

職業 ●●

氏名 ●●●●

(措置請求書は、原文のまま登載した。)

2 事実証明書

- ・平成26年9月19日付け愛三時報「1年間無活動の消防団員は22人」
- ・平成25年度活動回数5回以下の団員41名 (請求人作成)
- ・平成26年度消防団活動回数5回以下の団員一覧表 (請求人作成)
- ・全分団長 平成26年度活動回数 (請求人作成)
- ・平成26年度 分団別緊急動員に対する緊急出動の状況 (請求人作成)
- ・平成26年度消防団活動回数5回以下で、平成27年度継続在団者の活動履歴と継続在団の是非 (請求人作成)

第2 監査の結果

前記の監査請求について監査した結果を、別紙のとおり請求人に通知した。

西 監 第 9 3 号
平成 27 年 1 2 月 2 4 日

請求人 ●●●● 様

西尾市監査委員 手 嶋 英 夫
西尾市監査委員 石 川 伸 一

西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 27 年 10 月 29 日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第 4 項の規定により通知する。

記

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

(1) 主張する事実

平成 26 年度消防団活動回数 5 回以下で、かつ平成 27 年度も継続在団する 22 人のうち、平成 27 年 6、7 月に退団した 3 人及び経過観察が妥当とする 1 人の計 4 人を除いた 18 人（以下「当該団員」という。）を免職することにより、市民に与える損害発生を 654 千円防止出来る。

(2) 違法又は不当とする理由

極めて具体的にして客観的な消防団活動回数のみで検証した結果、年間活動回数 10 回以下の者や 2 年も続けて緊急動員に対する出動が 3 分の 1 未満の者は、消防団員として不要である。

(3) 求める措置

当該団員を即時免職することを西尾市長に対して請求する。

(4) 提出された事実証明書

- ・平成 26 年 9 月 19 日付け愛三時報「1 年間無活動の消防団員は 22 人」
- ・平成 25 年度活動回数 5 回以下の団員 41 名（請求人作成）
- ・平成 26 年度消防団活動回数 5 回以下の団員一覧表（請求人作成）
- ・全分団長 平成 26 年度活動回数（請求人作成）
- ・平成 26 年度 分団別緊急動員に対する緊急出動の状況（請求人作成）
- ・平成 26 年度消防団活動回数 5 回以下で、平成 27 年度継続在団者の活動履歴と継続在団の是非（請求人作成）

2 請求の受理

本件請求は、平成 27 年 10 月 29 日付けで提出され、監査委員が求めた補正項目に関し、同年同月 30 日に請求人により補正がなされた。その結果、本件請求は法第 242 条第 1 項及び第 2 項の所定の要件を具備しているものと認められたので、同年 11 月 6 日付けで受理した。

第 2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述については、請求人から不要とする旨の回答があったため行わなかった。

また、請求人からの新たな証拠の提出はなかった。

2 監査対象事項

当該団員に対する団長の判断を監査対象事項とした。

3 監査対象部課

消防団関連事業を所管する消防本部総務課を監査対象部課とした。

4 関係職員の調査

平成 27 年 11 月 26 日、西尾市吉良消防団吉良第 3 分団詰所において、消防長、消防本部総務課課長補佐並びに、西尾市吉良消防団団長（西尾市消防団連合会長）、同消防団副団長、同消防団吉良第 1 分団分団長、同消防団吉良第 2 分団分団長、同消防団吉良第 3 分団分団長、西尾市幡豆消防団団長、同消防団副団長、同消防団幡豆第 2 分団分団長から当該団員の勤務状況及び対応について事情聴取した。

5 関係人の調査

平成 27 年 12 月 8 日、西尾市役所幡豆支所において、幡豆小学校区 8 番組町内会長から団員募集についてその実情を聴取した。

6 関係書類の調査

消防本部総務課に対し関係書類の提出を求め調査を実施した。

第 3 監査の結果

監査対象事項について調査した結果は、次のとおりである。

1 当該団員を在団させた経緯について

団長が当該団員の事情を熟知している分団長と協議し、さらに本人の意思を確認した上で団長の判断により、当該団員を在団させたものであった。

2 任命権者の裁量権について

平成 26 年 9 月 26 日付西監第 58 号で通知したとおり、任命権者の判断が、社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とされないというものである。

第4 監査委員の判断

当該団員を免職しない団長の判断は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したとは認められない。

第5 結 論

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと認め本件請求を棄却する。